

学校園学校医、学校歯科医、学校薬剤師永年勤続教育長表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市の学校園学校医、学校歯科医、学校薬剤師のうち永年勤続者に対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰者)

第2条 教育長は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) 神戸市立学校園学校医、学校歯科医、学校薬剤師として勤続25年以上の者
- (2) 前年度において退職した神戸市立学校園学校医、学校歯科医、学校薬剤師のうち、退職するまで勤続満25年以上の者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年神戸市学校保健大会で行う。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関して、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。